

文部科学省委託事業

# 校務の情報化を 推進しよう!



■ 何を目的に校務情報化を進めるか?

■ 校務情報化のあるべき姿

■ 校務情報化の進め方

整備主体別モデルケース

ネットワーク整備状況別モデルケース

■ 校務情報化推進の留意点

# 何を目的に校務情報化を進めるか？

校務情報化の目的として従来から挙げられている教職員の校務の軽減化・効率化に加えて、この効果の付加価値とも言える「児童生徒に対する教育の質の向上」や「学校経営の改善と効率化」などの教育活動の質の改善が重要な目的となります。さらに、児童生徒の個人情報の取り扱いに配慮した情報セキュリティの確保や、情報共有・情報発信による保護者や地域との連携が重要な目的として挙げられます。

## 校務の軽減と効率化

校務にかかわる情報を電子化し、共有できるようにしておく、同じ内容を何度も手書きで転記したり、その都度ワープロで文書を作成したりする手間を省くことができます。

また、公文書のやり取りをネットワークを介して行うことにより、紙の文書のやり取りの手間もなくなり、決裁などの手続きもスムーズに実施できるようになります。

## 教育活動の質の改善

### 児童生徒に対する教育の質の向上

- 児童生徒に接する時間が増加
- 教材等の共有化で授業が充実
- 複数の教師間での学習者情報の共有化などにより、教育の質を向上させることができます。

### 学校経営の改善と効率化

- 教職員間での情報共有化による共通理解の促進
- 学校の現状の把握・分析の実施
- 電子決裁システムの導入などにより、学校経営の改善と効率化を図ることができます。

## 情報セキュリティの確保

近年、情報の流出や消失が大きな社会問題となっています。校務を情報化すれば、セキュリティの確保された安全なサーバー上で情報を一元管理できるので、このようなリスクを大幅に軽減することができます。

## 保護者や地域との連携

### 保護者との情報共有の促進

Webページや電子メールなどにより、学校の理念や教育方針、具体的な教育活動の内容などを情報発信することができます。

### 児童生徒や地域の安全・安心の確保

不審者情報などを保護者にメール配信したり、ICカードを利用した登下校状況の把握などに情報システムを活用できます。

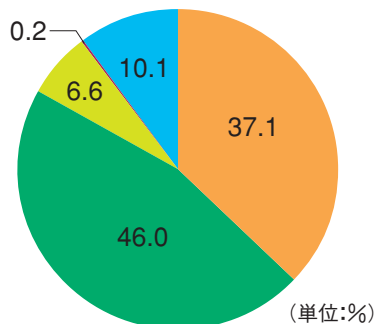
### 地域への情報公開・説明責任の明確化

Webページなどの情報公開ツールを活用し、地域へ情報公開することができます。



## 校務情報化の必要性は認識されている

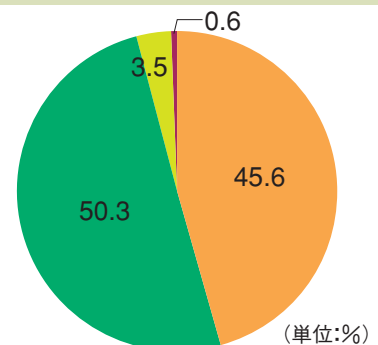
### 校務情報化の必要性 (学校に対するアンケート)



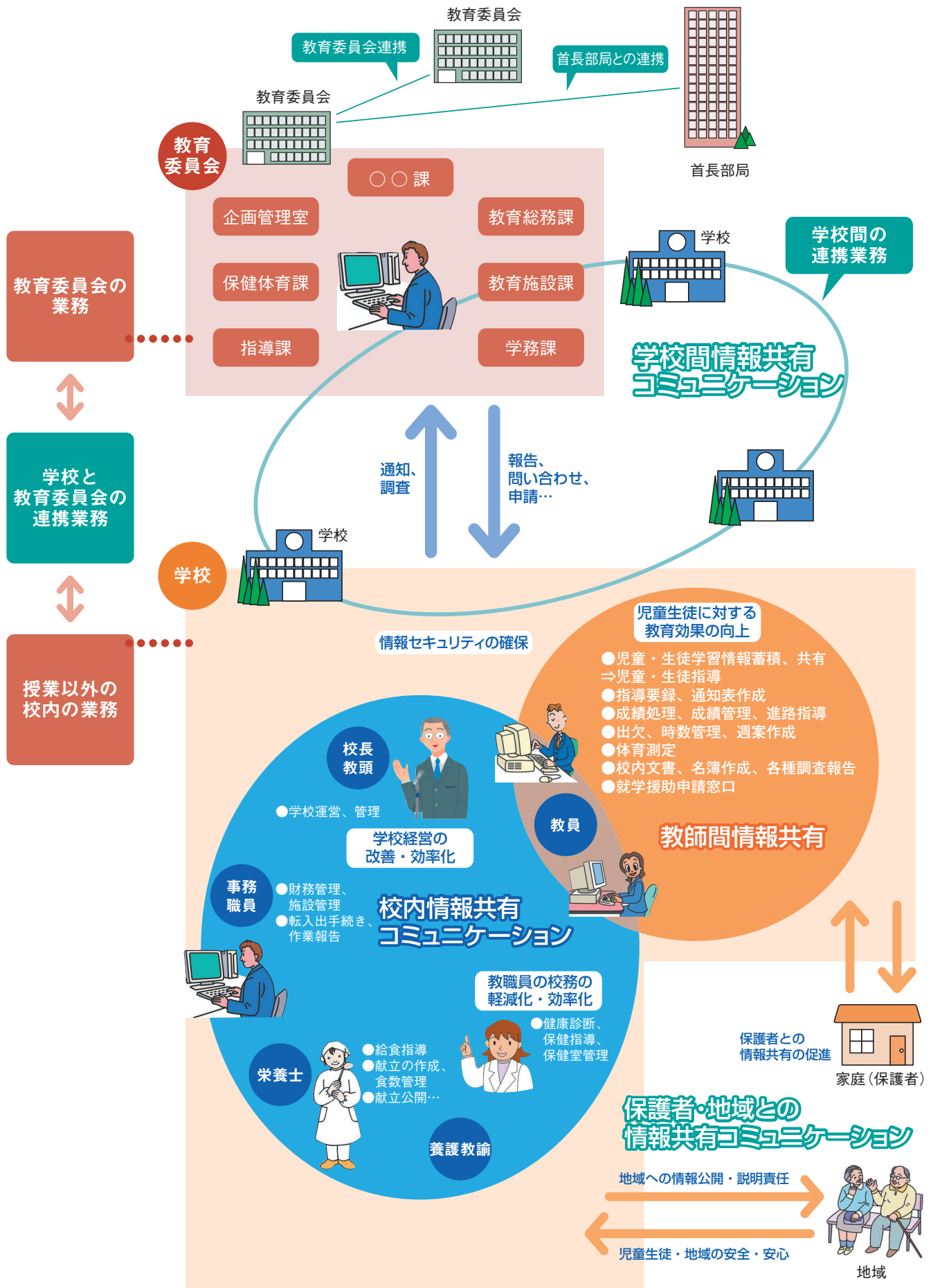
学校、教育委員会ともに、大多数が校務情報化を「是非必要である」「必要である」と答えています。このことから校務情報化の必要性は十分に認識されていることがうかがえます。

- 是非必要である
- 必要である
- どちらともいえない
- 必要ではない
- 無回答

### 校務情報化の必要性 (教育委員会に対するアンケート)



# 校務情報化のあるべき姿



# 校務情報化の進め方

教育委員会や学校は、それぞれ状況が異なり、校務情報化の進め方も、必ずしも同じであるとは限りません。それぞれの実情に合わせて、優先すべき目的を明確にして、校務情報化のビジョンを持つ必要があります。その上で、以下に説明するように、どこが主体となって校務情報化を進めることが適当か、ネットワーク等の環境は十分整備されているのかなどの条件を十分認識した上で、自分たちに適した計画に従って校務情報化を進めていく必要があります。

## 整備主体別モデルケース

今後の、校務情報化の発展のビジョンとしては、従来進められてきた学校単位での推進から教育委員会単位、もしくは行政単位を越えた地域ネットワーク単位での広範な校務情報化へのシフトが望まれます。

### 教育委員会主導（推奨）

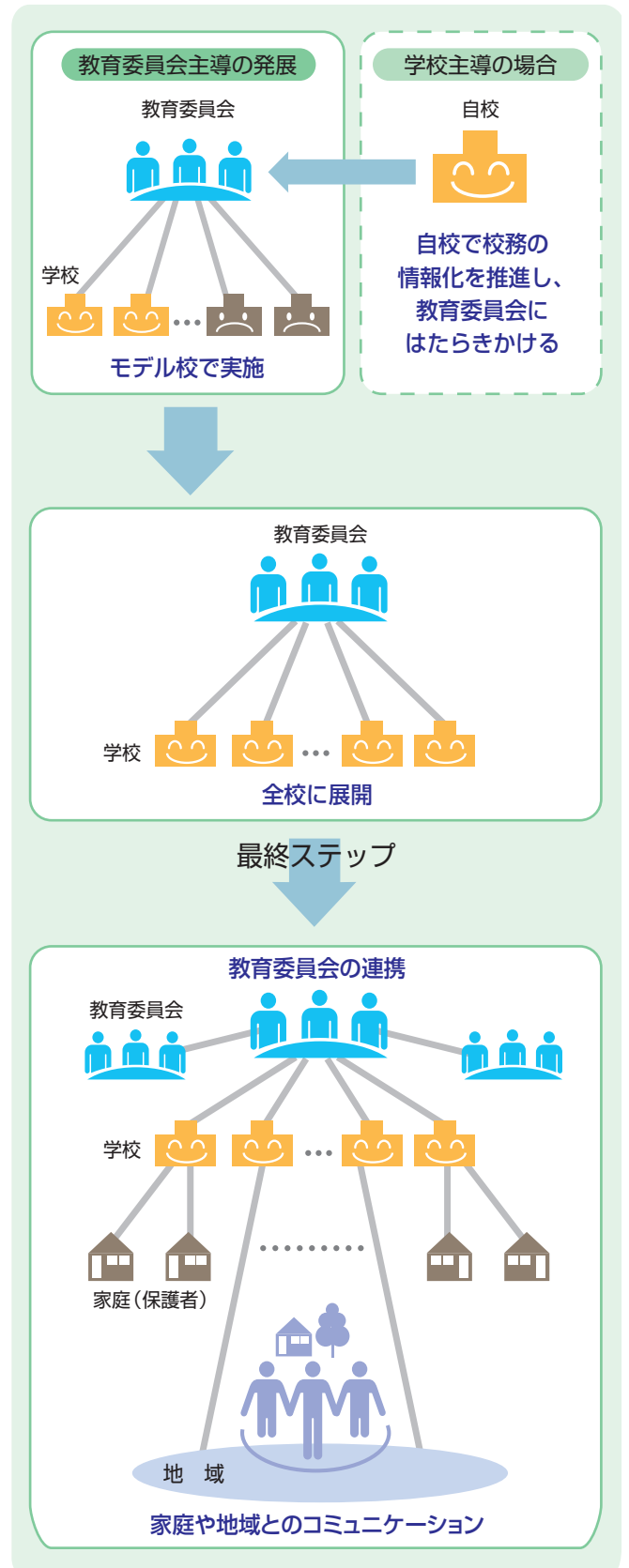
学校、教育委員会、首長部局、地域、保護者などの間の情報共有を考えると、地域で共通な校務情報システムを利用することが必要となります。システムの構築や運営のコスト面からいっても、各学校がそれぞれ行うのに比べて有効です。このため、教育委員会主導で校務情報システムを構築することをおすすめします。

進め方としては、まず少数のモデル校で実証実験を行い、問題点を改善しながら全校に展開していくのがよいでしょう。

### 学校主導

教育委員会主導での校務情報化が進められていない地域では、当面学校内で校務情報化に取り組んでいくこととなります。その場合でも、学校側が校務情報化の有効性を示し、教育委員会に対して地域全体での校務情報化推進の必要性を訴えていくことが重要です。

教育委員会単位へシフト!



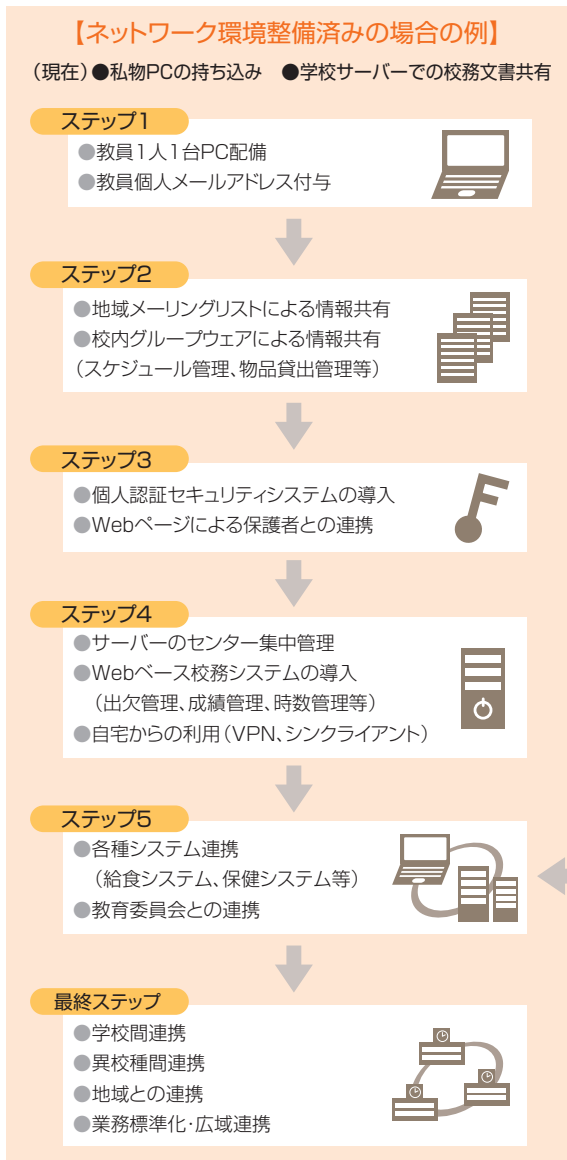


## ネットワーク整備状況別モデルケース

### 校務情報化用ネットワークが整備済みの場合

授業用の校内ネットワークのほかに校務用のネットワークは整備されているものの、私物のコンピュータを学校に持ち込み、サーバーに接続して情報を共有しているケースも多いようです。

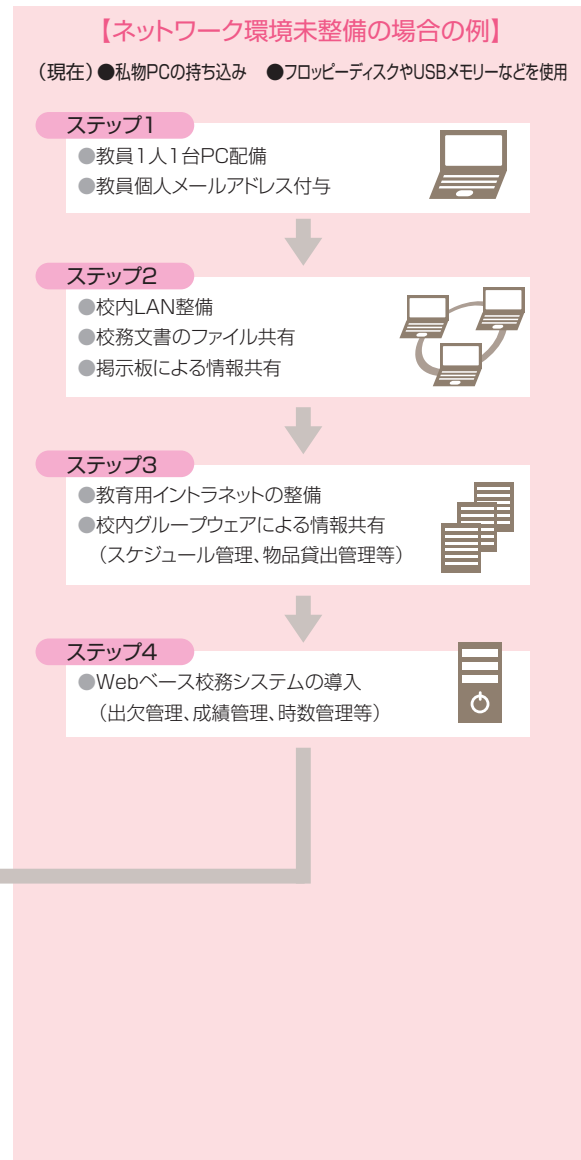
このようなケースでは、まず教員1人に1台のコンピュータを整備するとともに、全教員に個人メールアドレスを付与することから始めます。下の図は、ひとつの例ですが、計画性を持ってステップを追って校務情報化を充実させていきます。



### 校務情報化用ネットワークが未整備の場合

情報を共有する校務用のネットワークが整備されていないため、私物のコンピュータを持ち込んでフロッピーディスクやUSBメモリーなどの外部メディアを用いて情報を共有しているといったケースがごく一般的に見受けられます。

このようなケースでも、同様にまず教員1人に1台のコンピュータ整備と個人メールアドレスの付与から始め、そのあとで校務用のネットワークを整備していきます。整備済みのケースに比べてゆるやかなステップで一歩一歩校務情報化を進めていくことになります。

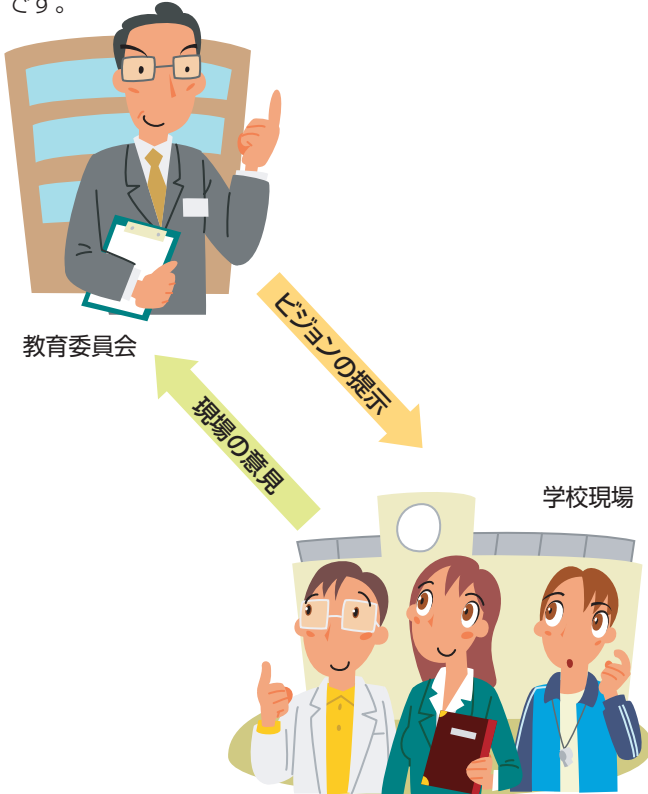




# 校務情報化推進の留意点

## 教育委員会のビジョンと学校からの要望のすりあわせ

校務情報化では教育委員会が中長期のビジョンを明確にし、学校現場といっしょに十分に協議しながら進めることが重要です。



## 教員のICTリテラシーの向上

教員がシステムを利用するのに必要な基礎的なICTリテラシーを身につけられるように各種研修を整備することも不可欠です。

## 情報セキュリティの確保

校務情報システムの構築にあたっては、学校内にどのような情報があり、どのような危険性があるのかを分析し、その対処方法を情報セキュリティポリシーとして明確にし、十分なセキュリティ対策を施す必要があります。校務用と授業用のネットワークもセキュリティの観点から切り分けておかなければなりません。

## 電子化についての規定や制度の見直し

「押印の必要な公文書の存在が校務情報化の妨げになる」とよく言われます。しかし実際には、指導要録などごく一部を除いては、法令的な規定はありません。規定があると思いついで慣例的にやっているケースがほとんどです。制度や規定の意味を正しく認識し、見直していくことが大切です。

指導要録についても、学籍記録の部分には押印が必要ですが、指導記録の部分については、教員が日々蓄積した学習活動記録情報をもとに印刷することも可能です。

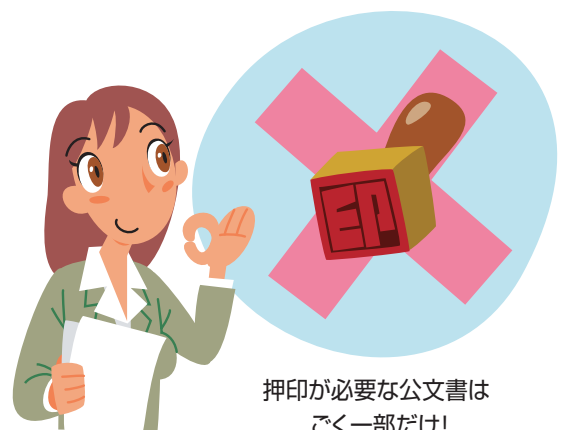
押印を必要とする公文書を極力少なくし、電子決裁システムを導入することで、業務の効率化を図ることができます。

## 校務情報化推進の動機付け

校務情報化が負担軽減や業務の効率化のためだけのものではなく、「児童生徒に対する教育活動の質的改善」をもたらす有効な手段なのだという意識を教職員間で共有することが重要です。

## 実効性のある運用体制 ～学校長と教育委員会がリーダーシップを～

校務情報化の推進について、教育委員会が積極的に学校現場を主導するとともに、学校内において、校長などの管理職が校務情報化の価値を十分理解し、リーダーシップを発揮することが必要です。



問い合わせ先：文部科学省初等中等教育局参事官(産業教育・情報教育担当)付情報教育係  
〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL：03-5253-4111(代) 内線2090

発行：社団法人 日本教育工学振興会(JAPET)

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル2F TEL：03-5575-5365